

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年3月31日

横浜市契約事務受任者
港南区長 栗原 敏也

1 契約の概要

新型コロナウイルス感染症に関する保健所業務委託契約の締結について

2 履行(納品)場所

港南区福祉保健課

3 契約日

令和4年1月21日

4 履行日又は履行期間

令和4年1月21日から令和4年2月28日まで

5 契約金額

7,612,880円(消費税相当額692,080円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区南幸1-1-1 JR横浜タワー15階
株式会社メディカル・コンシェルジュ 横浜支社
支社長 大森 祐樹

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、患者または濃厚接触者の疫学的調査や健康観察等に係る業務を円滑に進めるための体制強化を目的として、派遣労働者を緊急的に受け入れる必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

上記相手方は、上記業務運営の実績があることから、緊急対応により多くの人材を雇用し派遣することができる事業者であるため。

9 所管課

港南区福祉保健課